

第五十一回国会 運輸委員會 議 録 第四十一号

昭和四十一年六月八日(水曜日)

午前十時十八分開議

出席委員

委員長 古川 文吉君

理事 森原 正一君

理事 田澤 吉郎君

理事 肥田 次郎君

理事 有田 喜一君

理事 浦野 幸男君

理事 高橋清一郎君

理事 南條 徳男君

理事 松浦周太郎君

理事 井岡 大治君

理事 勝澤 芳雄君

理事 野間千代三君

理事 内海 清君

出席國務大臣

運輸大臣 中村 寅太郎君

出席政府委員

運輸政務次官 福井 勇君

運輸技官 芥川 輝孝君

(船舶局長)

委員外の出席者

専門員 小西 真一君

六月八日

委員川野芳滿君辭任につき、その補欠として上

村千一郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員上村千一郎君辭任につき、その補欠として

川野芳滿君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

小型船舶造船業法案(内閣提出第二二〇号)

○古川委員長 これより會議を開きます。
小型船舶造船業法案を議題とし、審査を進めま

す。質疑の通告がありますので、順次これを許しま

す。内海清君。
○内海(清)委員 小型船舶造船業法案につきまし

て、前回に引き続いて質問をいたしたいと思いま

す。
最初にお伺いしたいのは、御承知のよ

うに合理化臨時措置法は四十二年の三月までの時

限立法になっております。先般の参考人の意見

によりますと、大体臨時措置法の対象は中小の鋼

造船業ということになっておるのだが、いわゆる

小型についてはそれが一切適用されていない、こ

ういうことのようにありますが、これはどういう

ことであるか、まずお伺いしたいと思いま

す。
○芥川政府委員 中小型鋼造船業合理化臨時措

置法の適用の範囲は、三千トン以下二十トン以上

の鋼船は全部適用になっておりますので、法律上

適用になっていないというのは間違いでございま

す。これは適用になっておるものでございま

す。ただ、これから先私の意見になります、せん

だつての参考人は、この中でも特に小さなもの、

あるいは木造船からの転換業者でございましたの

でないのかどうか、もしそれがあつたらば、その

辺のところをお知らせいただきたいと思ひます。

○芥川政府委員 中小型鋼造船業合理化臨時措

置法の対象になっておりますと申し上げました

が、その一つの御説明を申し上げる材料といた

しまして、たとえば三十四年から三十九年までの

六年間の累計の指定設備の投資額、そういうのが

ございまして、それが全体で七十三億になってお

りまして、五百トン未満につきましては、そのう

ちで約三億八千万。こまかな数字までわかつてお

りませんが、概数で申し上げますと、全体が七十三

億に對しまして、五百トン未満の工場につきまし

ては三億八千万の実績がございまして。

○内海(清)委員 そういたしますと、あるいは先

般のは工業会の会員の中でこの適用を受けてお

ぬということかもしれせんけれども、私自身の

理解としては、いままで受けておつたというふう

にも聞いておるわけでございます。同時に、小型

のほうからもやはりこれの存続を望みたいとい

う声も聞いておるわけですね。それでわかりまし

適用のみで中小は終わらせるのか、その辺のこ

ろの御所見を承りたいと思ひます。

○芥川政府委員 ただいまお話しのとおり、お

かぎさまで中小型鋼造船業合理化臨時措置法の効

果によりまして、本法は対象を三千総トン以下の

鋼船をつくる造船業に對しておりましたところ、船

型の大船とそれから合理化の進展に伴い、まし

て、三千トンをこえていゝわゆる一万トン程度

というところまでつくれる業者が多々出てまい

りました。そこで、そういうものをかりにいゝわ

ゆる卒業生といひますと、これらの卒業生を除き

ました分につきましては、臨時措置法の再延長に

よつてやるかどうかということは、中小企業近代

化促進法との利害得失の検討もございまして、

今後さらに検討を重ねまして方向をきめたいと考

えておるものでございまして。

○内海(清)委員 いまお話しのように、中小企業

の近代化促進法というのは、いわゆる中小の木

船、鋼船を含めた造船業である。資本金の五千万

以下、従業員三百人以下、これが対象になるわ

○芥川政府委員 中小型鋼船造船業合理化臨時措置法の適用を現在受けておりまして、中小企業近代化促進法の適用を受けない業者、これは先ほど私が卒業生という妙なことで申し上げましたのが、企業者の数では十九ございます。

○内海(清)委員 したがって、もし臨時措置法がなくなるならば、この促進法の適用を受けない十九、これはいわば中造船所でありまして、これに對しては、もし措置法がなくなればどういふふうになるというお考えでありますか。

○芥川政府委員 先ほど申し上げましたが、臨時措置法の延長につきましては、今後いろいろの問題を検討してきめてまいりたいと思ふものでございます。ただ中小型鋼船造船業合理化臨時措置法が制定されました当時の事情は、昭和三十四年でございまして、三千トンで一つの断層を設けまして、それから下のものを振興しよう、こういうことだったかと存じます。したがって、先ほど申し上げましたように、この十九業者は現在すでに三千トン以上の船舶をつくる能力を持っておりますわけでございまして、この措置法をそのまま延長するというのが法制定の基本精神と合致するかどうか、この辺は十分検討いたしまして措置を考へたいと思つておる次第でございます。

○内海(清)委員 いまお話しの方は全くそのとおりだと思ひます。今度の本法施行によりまして、小型の造船業については対処できる。さらに従来中小型といわれた三千トン以下については、これまで育成の道があるわけであります。一番問題になるのは三千トン以上、一、二万トン程度まででありまして、いまお話しのとおりだと思ふのであります。しかしこの中小の造船所から、措置法の存続ということに強く要望されておるのであります。ただし、いま申しました三千トン以上一、二万トンまでの造船所に問題が残りますので、今後措置法は当然存続されなければならぬと思ひますが、その際には従来のままの措置法の適用でよいかどうか。これは造船業全体から見ましても大きな問題である。この点を十分勘案されて、三千ト

ン以上一、二万トンまでの造船業もその対象になるように考えられなければならぬと思ふ。ということは、三十四年にこの臨時措置法が制定された当時よりも、船型が急速に変化してきている。これは世界的な傾向であつて、すべて大型化しつつある状況でありますから、その造船界の大勢に順応して法というものを考へて、これを施行していかなければならぬのじゃなからうか、かように考えるのであります。これらについてはまた後ほど多少触れるかもしれませんが、そのことをひとつ強く要望しておきたい。すなわち臨時措置法の存続を強く要望いたします。と同時に、従来のままではいかぬという点は、この際あわせて慎重に御検討いただきたい、こういうことでありまして。

次に、本法の施行によりまして、小型造船所におきましては、かなり近代化等を行なわなければならない。本法の登録を受けられない、本法の違反になるようなものが出てくるのではないかと、いふふうに想像するのであります。この事態はどういふふうになつておりますか、お伺ひしたいと思ひます。

○芥川政府委員 御指摘のとおり、本法適用にあたりましては、二カ年の経過措置を設けておるわけでございまして、私どもの現在の調べによりますと、的確な数字はまだつかんでおりませんけれども、工場数の二割ないし三割は、この経過期間のうちに設備の整備あるいは主任技術者の養成というところを行なう必要があるのではないかと思つております。

○内海(清)委員 経過措置があることは、お話しのとおりであります。この間におきまして、少なくとも現在の小型造船所がすべて登録を受けられるように十分なる御配慮を願わなければならぬのじゃないか、こういうふうに考えるわけでござい

ます。次に、特にこの際お伺ひしておきたいと思ひますのは、先ほど話の出ましたいわゆる臨時措置法、それから促進法、これの対象外になるであら

うと思われるものであります。いわゆる中級の造船所の問題であります。本法の施行によりまして五百トン未満の小型の造船所については、近代化への助成指導が積極的に行なわれるわけであります。また三千トン未満の中小の鋼造船所については、現時点においては臨時措置法のほかに、資本金五千万円、従業員三百人以下のものについては促進法が適用されることになるわけですね。したがって、これらの造船所については、設備の近代化、造船技術の水準の確保、あるいは経営の合理化といふようなことが行なわれて、企業がだんだんと健全に発展するであらう、こういうことを考へるのであります。先ほど申しましたように、一番問題になるのは、これらのいずれにも適用外であり、しかも開発銀行からも顧みられないという層、すなわち三千トン以上一、二万トン級までの、いわゆる中級の造船所の問題であると思ふのであります。特に今日、東南アジアその他におきま

す国々の船舶の需要というものがだんだん出てきつてくることは、御承知のとおりであります。その船舶需要が増加するにあたりまして、この重要な時期に、これらの中級造船所といふものが、この近代化、合理化あるいはさらに技術確保、こういうことがきわめて大切な問題になつてくると思ふのであります。これが本法施行後における造船界の一番の問題になる点だと私考えております。これらについてはどう考へておられるか。また、今後助成、育成指導等をどういふふうにして行なわれようとおられるのか、これをひとつこの際明確にお答えいただきたいと思ひます。

○芥川政府委員 御指摘のとおり、いわゆる中級の川筋の造船所であるとか、あるいは函館にある造船所であるとか、いわゆる大工場の末尾のほうに位置する造船所につきましては、われわれのほうではこれを一括中級造船所として申しているわけでありまして、そこで中級造船所につきましては、ただいま御指摘のとおり、最近に至りまして非常に輸出船の受注が盛んになつてまいりました。そこで

技術の向上あるいは設備の近代化という問題につきましまして、この際大いに力を入れたいと存じまして、実はこれの設備近代化資金につきましては、開銀に對しまして開銀融資を行なわれるようにた

だいま折衝中でございます。

○内海(清)委員 開銀融資が行なわれるように折衝中ということでございますが、従来もこの開銀融資の道が開かれるべきであるといふことはいろいろ論議もされてきたわけでありまして、しかし開銀におきましては、この中級造船所に対しては、いままではほとんど顧みられなかつたというのが実情であります。そこでこれが問題にもなり、業者自身としては一番心配しておるのであつて、私どもが地方に出ましても、この中級造船所から、常にま子扱いにされて助成、育成、指導が国から行なわれないといふことを耳にいたしておるわけであり

ます。今回も開銀から融資を行なわれるように折衝中ということでありまして、これは実際問題として今回は十分見込みがあるかどうか、その点いかがですか。どうお考えになつておりますか。

○芥川政府委員 従来開銀から顧みられなかつたという点につきましては、事実はそのとおりでございます。そこで私のほうも何とかこれを開銀の融資対象にしてもらいたいと考へまして、たとえ

ば開銀の地方ワクの適用、つまり中央ワクでなく、地方ワクになりますと、若干その地方の資金ワクからも融資が受けられると考へまして、地方ワクの対象にするとかいろいろ努力をしておるわけでござい

ここで、これはよほど運輸当局で強力に働きかけられなければ見込みが薄い問題ではないか、こういうふうには私に思うのです。しからばこの中級造船所において、開銀の地方ワークから多少の融資があるとしても、これがきわめて不十分である場合は、やはりこの三千トン以下の措置法が適用され、促進法が適用される中小の造船所よりも、そこに国の手を伸ばすのに格差が出てくる。もしそうなた場合には、運輸当局はそれらに対してさらに何かお考えになる考えがあるかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。これは仮定の問題のようでありまされども、一応そこまで考えてもらわなければ、現在の業者はすでになかなか納得しない段階ではないかというふうにさえ私は考えておるのであります。

○芥川政府委員 中級造船所に対します開銀融資の問題につきましては、これは御承知のとおり昨年から懸案でございまして、それで開銀という折衝しておるわけでございまして、先ほどやばり先生の御指摘のとおりで、この中級造船所は、この一年間に輸出受注が非常に伸びまして、したがって、企業としての採算性もそれだけよくなつておるわけでございまして、そこで開銀に對しましては、融資対象として資格がそれだけ増進したのではないかと、いうふうなことをもちまして、本年強力に交渉しておるわけでございまして、開銀の考えておられますいわけの金融のあり方というものを對しましては、それでは開銀がなかなか納得するようにならぬわけではございまして、われわれとしてもさらに開銀のいま行つておる方向で考えるか、あるいはもう少し別のことを考えるか、ただいまいろいろ検討中なわけでございます。と申しますのは、中級造船所は幸い事業が繁忙でございまして、この中級造船所の中で中級同士の協調体制をこの際確立するとか、今後いろいろ検討すべき問題が残されておると存じまして、その方向で今後十分検討しまして、さらに開銀と強力に交渉したいと考えております。

○内海(清)委員 昨年来、今回まで折衝が難航しておるということ。ことに中級造船所におきましては、最近いろいろ輸出船その他の問題、船型が大きくなくなるといふような問題で、今日までドックの拡張とか、あるいは船台の拡張とか、いろいろ政府に申請を出しておる面が多いわけですが、この点から考えまして、今後のわが国の造船界の事情から見るならば、この中級造船所も大いに育成強化していかねばならない、技術レベルをアップしていかねばならない段階であります。設備も合理化していかねばならない段階であります。その際にこれが不十分であるならば、なかなか技術レベルのアップもむずかしい、設備の合理化もむずかしいということになると、そこに再び問題を起すわけでありま。この点はひとつ十分お考えいただかねばならぬと思ひます。そういう意味合いから、先ほどの臨時措置法を存続するにあたっては、もし開銀との折衝がうまくいかない、開銀融資が十分でないという場合には、措置法の手直し等によってこれを補つていくか、何かの方法を考えなければならぬと思ひますが、措置法の存続にあたって、そういうふうなこともお考えになつておる向きがあるかどうか、この際お伺いしておきたいと思ひます。

○芥川政府委員 ただいま御指摘の問題は非常に具体的な問題でございまして、臨時措置法の手直しをして、そして中級造船所もこれらの対象にするように考えておるかという御質問であつたと存じますが、臨時措置法本来の立法の趣旨から申しまして、三十四年当時立法されたときも中級造船所は対象になつておりませんのでございまして、したがって今後臨時措置法の存続を検討する場合も、中級造船所を対象にする方向で検討することはないといふふうに考えております。そこまですべてのものを臨時措置法にかりに含めますと、やはり法の焦点もぼけてまいるのではないかと、いうふうに考える次第でございまして。

○内海(清)委員 それは、そういう御答弁があるかとも私は考えたわけでありま。臨時措置法の性格から申しまして少しどうかということはお考えるのであります。いづれにしても、中級造船所に対する開銀融資が十分でない場合に、これを補うものが必要だといふことはお考えだと思ひます。それがいま具体的に示されな、そういう方向で考えようといふことはわかつたわけでありま。これはいまの段階でこれについてお聞きいたしまして、十分なる回答が得られないことは当然だと思ひますが、これはすでに局長も十分おわかりになつておる点でありますから、ひとつこれにつきましては、もちろんこれは開銀との交渉の経過によつて考えられるべきものでありま。この中級造船所が他の大手なりあるいは中小の造船所と、そういう点について差がないようにお考えいただく、このことを強く要望しておきたいと思ひますが、それに対して御決意をひとつお伺いしておきたい。

○福井政府委員 御指摘の点につきまして、極力開銀との話もつけ、そして御要望の向きに沿つて努力したいと考えております。

○内海(清)委員 ただいまの次官の御答弁、少しどうかと思ひますけれども、運輸当局におきまして強力に開銀と折衝して、中級造船所に対する融資が十分できるようにすることが第一でありま。それが不十分である場合にはこれを補うものを何か考える、そういう御決意であるといふことに理解いたしたいと思ひます。

それでは、最後に、このわが国の造船業界におきまして中小の造船所の問題、これは海運におきまます内航海運とともに最も早急に育成、立て直しをやらなければならぬ問題、こういうふうには私に考えております。本法の施行されますのを契機といたしまして、問題の打開に真剣に取り組んでいただき。同時に、この中級の造船所に対しまして、今後十分なる配慮も強く要望いたしまして、私の質疑を終わりたいと思ひます。

○古川委員長 久保三郎君。

○久保委員 法案の内容について先にお伺いいたします。

この法律案の内容は、一つには小型船造船業といふものを運輸大臣といふか、そういうものの権限で登録制にしよう、登録といふものは届け出あるいは許可、そういうものの一つの形でありま。登録によるメリットといふか、効果といふのは業界にどの程度及ぼすのか、小型船についての法案ですから、それについてどういふ利益をもたらそうとするのか、これをまず第一にお伺いしたい。

第二点としては、この法案の骨子である小型船造船業の近代化、合理化、そういうものに対して一定の基準を設けて、基準に合うものについてのみ登録をする、しかし現在やつておるものは経過措置として二年間の猶予を与えるということでありま。全体でいま千幾つかあると思ひますが、そういう小型船造船所の体質改善といふか合理化、近代化をするには、おおよそどの程度の資金が必要であるのか、そしてここで言及されるように、政府の資金いわゆる政府機関における資金としてどの程度これは投入すればよろしいか。さらには、当然全額政府投資というわけにはまいりませんであらうから、自己資金、そういうものでどの程度の資金を見ているのか。それからもう一つは、第三点になります。この造船業法といふか、こういうものが出てきた由来のものは、先年内航二法の改正によつて、内航船舶の船腹量の最高限度あるいは適正船腹量策定、これを現実引き直せば、特に木船において船腹過剰である、よつてスクラップ・アンド・ビルドいたすにしても、これはたしか五百トン以上になるかと思ひますが、そういうものの上になるかと思ひますが、そういうものの鋼船化を大きなねらいとしております。よつてもって特に問題となるのは、第一には小型の中でも本造船事業、こういうものが問題になつてまいったわけでありま。それに加えて小型鋼船については、それに転換するといふか、建造船腹量に比較して小型鋼船の造船能力は非常に過剰きみであるから、そこで過当競争が行なわれているやにも聞か。だとするならば、そういうものをひつ

くるめて登録制度を実施するという事に相なり
ますれば、当然のごとく現在その業に携わるもの
のいわゆる事業所というか、そういうものの数は
減っていかねばならぬと思うのであります。
この造船能力が減るかどうかは別として、企業
の数としてはまず第一に減っていくだろうと思
うのであります。ついでにそういうことを予想し
て本法はできているのかどうか、そういうこと
であります。

第四番目は、言うまでもありませんが、本
法では、いま私が申し上げたような要求にこた
えるわけにはいかぬと思う。すなわち、現在の小
型造船所が企業としてはもう成り立たぬから、こ
れは転換する、あるいは廃業するというような
ものの中には出てくるだろうと思うのでありま
す。出てくるだろうと思うのであります。出
てくるだろうと思うから、これに対しては出た
ご勝負で、言うならば運輸省の施策の中では出
てこぬが、政府全体、いわゆる通産行政の中
では解決しようと考えているのかどうか。

第五番目としては、言うまでもありません
が、いままで私が申し上げたようなことを頭
に置いてこの法律を制定しようとするならば、
少なくとも二年後における小型造船業のビジ
ョンというか、青写真のしかるべきものがあ
っていいと思うのであります。しかし今日だ
いもなく、これは二年間の猶予期間の中にお
いてさような青写真をきめながら、現実にそ
の尺度に合わせて、今日はやりこたになっ
ておりますが、近代化、合理化、集約、合併、
そういう方向にいくのかどうかということが
私の聞きたい重点であります。

○芥川政府委員 初めに、登録制としたメリ
ットということでございましたが、これは御承
知のとおり、従来届け出でやれたものを登録
制にいたしました。これによりましてわれわれ
のほうは、まずできてくる船質を改善いたし
まして、そして御承知のとおり非常に多い海
難を防止するということから、いわゆる小型
船としての経済分野を確立いたしました。小
型造船業を近代化産業と

して進めてまいります場合に、まずそので
きる製品をせめて船舶安全法には十分合格
するものにして、そういう趣旨の技術向上
を考えた面が第一点であります。

それからさらに、御承知のとおり小型船
もいろいろ種類がございます。内航船、漁船、
その他一般船舶多々あるわけですが、やは
りこれを発注されます船主さんの中にも、必
ずしも企業の大きな方ばかりでもないわけ
でございます。そこで登録業者が発注すれば
安心して自己の期待する性能の船が得られ
るというふうなことを考えまして、そこで
この登録というものをいいのいい船が安
心して得られるというふうなことから、し
たがいまして、まず各種の振興措置をやる
場合の基礎として、優秀な船舶を、しか
も技術の近代化と相ましまして低廉な価
格でつくる素地をつくるということが、こ
の登録制を採用いたしました第二点でござ
います。

それから近代化資金としてどれだけ要
るかというお話でございます。それはた
だいま木造船にきまして、近代化促進法に
よります基本計画ができましたので、その
数字を申し上げます。それでは木造船業に
きましては、ただいま策定いたしました
近代化計画によりますと、今後五年間で
総額二十五億という数字になっております。
それから鋼造船業にきましては、本年四月
に指定を行ないましたので、まだ基本計画
に基づく数字を申し上げる段階に達して
おりませんが、ただいま基本計画を策定中
でございますけれども、本年度の見込みで
ございましては、木造船を除きまして、鋼
船の分だけ申し上げますと、約七億五千
万の見込みでございます。

それからこの自己負担分についてござ
いますけれども、自己負担分につきましては
大体半分、五〇、五〇というのが原則で
ございまして、次に近代化促進法によりま
する基本計画の考え方でございますけれども、
これは御指摘のとおり、協同組合の活動
の強化あるいは工場の集団化

あるいは共同施設の利用というふうな
ことでございまして、いわゆる小さな企
業が散在しておる分につきましては、や
はり企業の合同あるいは合併というこ
とも行なわれるかと存じますので、企
業数で勘定いたしますと、しばらくは
若干減少するのではないかと想像して
おります。

次に転換の問題でございますけれども、
それは近代化基本計画の線に乗りがたい
業者につきましては、これはそのま
ま造船事業を存続するか、あるいは他
の業種に転換するか等は、各企業自
己の判断によるものでございまして、
ただいま私はその方向につきましては、
ここで申し上げる材料を持っておりな
いわけでございます。

さらに二年後のビジョンはどうであ
るかという点の御質問でございますが、こ
れは先ほど申し上げましたように、木
造船業につきましては近代化促進法に
よる基本計画をたて持っております
ので、概略先ほど申し上げたとおりで
ございまして、鋼船につきましてはた
だいま策定中でございますので、二
年後のビジョンにつきましてはいま
しばらく、近代化計画のできま
すまで、その点についてはち
よっと申し上げかねる実情にござ
います。

○久保委員 お話を承りましたが、こ
の登録といふ、あるいはその裏づけに
なる設備の改善というか、そういう
ようなことは一応わかるのであり
ますが、そういうことをしながらい
わゆる造船業、特に小型造船業の集
約体制をはかろうとするのではない
だろうかと思はれておるわけであり
ます。極端なことを言うならば歴
史的な過程、そんなに古い歴史は
ありませんが、過程を振り返って
みても、あるいは造船工業の趨勢、
それは船舶の事業の趨勢でありま
すが、それから見て、当然これは時
代に適合した方向で戦線整理がな
されるというところだと思ふので
す。いままではそういう何らの手
当てなくして、船の数のほうで縮
めてきた、あるいは船の構造とい
うか、そういうもので事業分野を
縮小されつつあったので、これ

ではたまたぬということで、せめて自
発的、と言つては語弊があるが、造
船工業界全体の立場から、これは
先ほど申し上げたように、将来の
ビジョンを書きながら、それに必要
な金もくめんして、あるいはその
ためにはやはり雨後のタケノコ
と言つては語弊がありますが、そ
れぞれの形でそれのかつて気ま
まの、いま見られるような造船
業を防護しよう、それは言うな
らば、現在ある造船所そのものの
立場を擁護しなければならぬと
いうようなこともあるのではな
いだろうかと思ふので、いままで
御説明があったように、造船技
術を近代化し、少なくとも安全
性を持った船をつくるんだ、そ
のため登録し、登録の要件とし
ては近代化資金の基本計画に
のせて金を出していく、ほんと
うにそれだけなのかどうか。そ
れだけやっていくとするならば、
もちろん製品は需要に応じての
製造計画というか、そういうもの
はあると思ふのでありますが、お
およそ考えてみるのに、木造船
についてはもはや絶対量は少
なくなつてくるだろう。現に少
なくなつていふところがある
のです。漁船についても大半が
木船。大半でもありませんが、
木船の需要が非常に多い。多
いけれども、今度は来年の八月
になれば一斉更新の時期にも
なるので、いままでの小型の
船による問題点なども、おそ
らく一斉更新によつて解決し
ようという気がまえはあ
るうと思ふのです。そうなる
と必然的に木船から鋼船に移
るということも出てくるだ
ろうと思ふのです。それから
それ以外に、小型のいわゆる
漁船以外の木船、これは何
回も御指摘があったように、
鋼船に切りかえていく。しか
も運輸省というか政府全体の
姿勢は、いままでわれわれが
知るところでは、木船から鋼
船への転換というものが政策
の中心であつたと思ふし、こ
れしもさうだと思ふのです。
そうすると、木船については
もはや近代的設備をするとい
う基本計画をそれぞれが立て
てみたところで、近代化する
ために多少は設備が改善され、
技術もよく

る。しかし、建造の間に三年とか五年とかかかっていますから、まあ言うならばだんだんに建造していくこう、つくっていくこうというんですよ。あとは係船もあるが、係船というのは、これは説明を聞いてませんが、売船につながるものではないだろうかと思うのです。売船というのはどこかへ売るところでありますから、その分です。極端な言い方

をすれば、日本の船会社は輸出船新造は減つてくるとも考えます。新しい船をつくつて輸出するということが一つあるのですが、古い船を係船するのでありますから、これを輸出しようというのでありますから、そうだとするならば、極端な言い方ではありますが、それだけ新造が減つてくるというようなこともだんだん考えられてくるのです。内航海運業法の改正がすでにここにかかっているのでありますから、これとのかね合ひにおいてこの問題が取り上げられない限りは、私は十分ではないだろうと繰り返して申し上げるわけです。どうでしょう。か、局長、さきのお答えで大体終わりますか。――終わりならば通産省を呼んでもらつて、通産省からも意見を聞かなければいかぬと思うのですよ。私はそうとつてゐる。いい悪いは別ですよ。そういうことをしたほうがいいか悪いかを、これはまた別だと思ふ。しかしこういうことをやつてくるからには、これは玄関口であつて、奥座敷はまだ書いてないがあるのだという前提だと私は思ふのです。それがないというならば、これは単に玄関だけつくつて、奥座敷は御自由にどちらへでもどうぞぞというぐあいにくのか。そうだとすれば意味のない話で、言うなら業者の登録制だけで終わりにしたらいいいじゃないか、基華なんか設

けて二年間獅子といたが、うたがきていふことゝな言へないで、すきかゝつてに、ほろな造船所はお得意さうながついてこないのだから、優秀な業者についでくるようになるから、それは造船所が多過ぎるから当然さうなるのだから、ほつておいてもそういうかつこうになりはしないか、こういう論法も出るわけですよ。くだいようですが、いやそれまで考えていないとか、それはおれのきょうの答弁に

はならぬとかいふなら、それはそれでいいです。
○芥川政府委員 非常にむづかしい問題でございますが、木造船業者がたゞさんごいまして、そこで鋼船化の勢いに乗じまして非常に粗悪な鋼船が多々出てまいりました。これは実情御承知だと思います……。

○久保委員 局長、答弁中相済みぬが、それはあなたのお話で十分理解しておるんだ。だからぼくが言うのは、先の奥座敷はこしらえるのかどうかということですよ。

○芥川政府委員 そこで本法とは直接関係ないと存じまして、その分野につきましては近代化促進法に譲っておるといふ点は、先ほど申し上げたとおりでございます。近代化促進法の奥座敷という点でございますが、これは近代化計画の中で、近代産業としての造船業の発達を考える上で企業合併なり共同化なり、そういう点が多々取り上げられると思うわけでありまして、これについていけない業者、あるいは地域的にそういうことができない業者は、そのまま造船業を続けるか、あるいは他の業種に変わっていかざるを得ない。これは各業者のおのの判断にまつという点を先ほど申し上げたわけでございます。その転換先についてはどうであるべきであるというふうなところまでは近代化促進法は触れておらないのでございます。

○久保委員 ぼくが質問したようなことはこの法案の中に含まれるものではないとおっしゃいました。これはそのとおりです。これは造船業法でありまして、そういうものを臨時的にどうするかとかいうことは、常識的にいえば別途臨時措置法というか、そういうものができなくてはなりません。ですから、あなたのおっしゃるとおりであります。しかしそれが今日ないから——ほんとうならばこれと二本立てで、私が考えておるようなことだとするならば、これは審議していかなければならぬだろう。幸い二年という猶予期間があるから、その間半年というか、米国会になつたらばまたそういうことを考えて出てくるのかと私は思うのですが……。それから近代化促進法というかそう

いう中で考えられることであつて、だめなものはないのであります。こういふふうにお述べになつたのであります。ほんとうにそうだろう。私は造船業法としてはこれでいいと思つてゐるのです。これでいいが、先年からの内航の対策と表裏一体として出てきたようにどうしても思つております。先ほど来しつこいようでありましたが、申し上げたわけでありまして、そういうことがないといふことならば、これはあなたのおっしゃるとおりです。つきりすると思つてゐる。それは逆に聞きますが、内航の問題という対策というか、そういうものとはあまり関係はない。全然関係ないわけじゃないですよ。船をつくるのと浮べるのとの関係ですから、関係はあります。しかしそんなに密接不可分の関係はありません。こうとつてよろしいのですか、どうですか。

○芥川政府委員 内航との関係という問題でございますけれども、その点につきましては、内航の方向といつたしましては、これは鋼船化の方向にあるのではないかと考えております。そこで、先ほど申し上げましたような粗悪な鋼船といふものは、内航業法の成果も得られないのではないかと。したがつて、そこらについて補完的役割りをこの法律はする次第でございますけれども、内航業法によります需給関係から直接これが出てきたものではございません。それでわれわれのほうは造船業を強くしておきまして、そして内航船なり、漁船なり、あるいはさらに需要の増大しつゝある小型船の輸出なりにこれを振り向けて、事業の発展の方向に資したいと考えておるものでございます。

○久保委員 それじゃ木船及び小型鋼船の日本における今日のたゞいまの造船能力と、それから最近の需要の傾向、こういうものは数字的には別として、ことばの上ではバランスがとれているのかどうか、あるいは能力が過剰きみであるのかどうか、これはどうなんですか。

○芥川政府委員 内航業法によりまして、適正船腹量が押えられ、最大船腹量が押えられましたこ

とは、この小型造船業にいたしましても非常に大きな影響が出ております。若干の将来を見通せば内航船はそう伸びないのではないかとすることはだれしも言うことでございますが、ただ実情につきましては、幸い意外に受注が多くて、そのため非常に経営が苦しくなつたというふうな業者も若干はございますけれども、大半はさほど業態は悪くなつておらないといふふうにおかれれば考へておる次第でございます。

さらに、今後の東南アジア地区におきます船舶の需要も相当伸びるのではないかといふふうにお考えられます。たとえば韓国につきましても、相当の造船輸出を期待している向きもございまして、したがひまして、今後の需給を想定いたしまして、それによつて企業規模がこのくらいであらうといふふうなことにつきましては、いわゆるビジョンと申しますか、そういうものはまだ確定をしておらない状況でございます。現在のところ、幸い業界としてはさほど企業不振にあへぐという状況はないと存する次第でございます。

○久保委員 いま造船業界が不振に悩んでゐるというところはおっしゃつたので、それは私の認識違いであつたと思ひます。しかし将来の傾向その他を考えれば、少なくともいままで申し上げたような木船なり小型鋼船なりといふものは、それぞれの特長と能力と需要の面での問題が私はあると思ひます。きょうはこの法案を通すためだけの話だとするならば、いままでの話でけつこうであります。しかしながら再びこの裏づけをしなればならぬような事態は必ずくると私は思ふのであります。

それからもう一つは、輸出船のお話をされましたが、私も輸出船について関心を持っております。しかし残念ながら、小型造船業界の力は、大手の造船会社と違ひまして、国内においてももちろん、国外におけるところの活動も十分にできるような力は持つておりません。私はそう思う。かたがた政府の、運輸省ばかりでなく通産行政も含めてありますが、輸出体制、いわゆる小型船

の輸出体制というか、そういうものはいままであまり聞いていません。運輸省がどういふふうな具体的な手を打つた、通産省がどういふ手を打つたといふことは、私は寡聞にして聞いていない。業界では何かこの間じゅう韓国へ行つたやうであります。引き合いがあつたのかないのかわかりませんが、引合ひが、業界自体が行つてそういうものが解決するかどうか、私はなかなか問題があると思ふのです。ですから、あなたが申し上げたから食いついたわけではないけれども、輸出船といふものに希望を持つならば、これは言うならば、日本の小型造船業界の能力というか、いまは商売のプラスアルファの部分に最小限置くべきだと思ふのです。これはプラスアルファだからどうでもいいといふことではない。できるだけそういうものに対する対策を立て、政府も手を打つてやつていくといふことは必要だと思ふのです。しかしそれを含めた造船能力を考えてこれこれといふことには、非常に危険性があると思ふ。なぜならば、大手の造船業者ならばある程度の危険負担の能力があるけれども、小さい企業では残念ながらそういうものの負担能力はないだらうと思ふ。だからプラスアルファとして日本の小型造船業界の能力に輸出船を加へることはけつこうだと思ふのです。が、そういうものの考え方の上に立つて、それが具体的などういう施策を考えておられるか、あるいはやつてゐるか、これをお聞きしたい。

○芥川政府委員 ただいま御指摘のとおり、輸出につきましては、これは中心に考えてはならない。生産額のごく一部をなすものではないかといふ点でございます。それは三十九年度につきまして申し上げますと、お説のとおりでございます。大体生産総額が三百億に對しまして、輸出が二十七億、約一割に相なつておるわけでございます。四十年度的につきましては、輸出が急に伸びまして、約五十億に達してあります。したがひまして、輸出の分野も今後相当期待できるのではないかといふふうにお考えまして、先ほどのようなことを申し上げたわけでございます。

の輸出体制というか、そういうものはいままであまり聞いていません。運輸省がどういふふうな具体的な手を打つた、通産省がどういふ手を打つたといふことは、私は寡聞にして聞いていない。業界では何かこの間じゅう韓国へ行つたやうであります。引き合いがあつたのかないのかわかりませんが、引合ひが、業界自体が行つてそういうものが解決するかどうか、私はなかなか問題があると思ふのです。ですから、あなたが申し上げたから食いついたわけではないけれども、輸出船といふものに希望を持つならば、これは言うならば、日本の小型造船業界の能力というか、いまは商売のプラスアルファの部分に最小限置くべきだと思ふのです。これはプラスアルファだからどうでもいいといふことではない。できるだけそういうものに対する対策を立て、政府も手を打つてやつていくといふことは必要だと思ふのです。しかしそれを含めた造船能力を考えてこれこれといふことには、非常に危険性があると思ふ。なぜならば、大手の造船業者ならばある程度の危険負担の能力があるけれども、小さい企業では残念ながらそういうものの負担能力はないだらうと思ふ。だからプラスアルファとして日本の小型造船業界の能力に輸出船を加へることはけつこうだと思ふのです。が、そういうものの考え方の上に立つて、それが具体的などういう施策を考えておられるか、あるいはやつてゐるか、これをお聞きしたい。

義体制の中では、いわゆる集約・合併・転廃業というものが出てくる。それについては近代化促進法というのか、そういうものではないかという船舶局長の答弁があったが、それだけではひどいではないか。ならば資本主義の世の中でも、いままでの近代化促進法によるところの転廃業の中で処理されるというのでは、将来に向かっての小型造船所のあり方については無責任ではないだろうか。なるほど船舶局として、船舶を建造する、いわゆる造船技術としてはりっぱで安全な船はできたが、そのつくる業態自体についてはあんまり関心を持たないというのでは、海の水じゃないが、ちよっ

きまして小型でも技術的に非常にむずかしい船等につきましては、いわゆる大造船所で受注をしている例はございましてけれども、どこでもできるような船につきましては、大造船所をして受注させないよう行政指導をしているものでございます。

○久保委員 行政指導をするというお話であります、その前に、私が聞いておることは、大型、中型造船所というものは、五百トン未満の鋼船それから木船はおそらくつくつてないと思います。特殊なモーターボート等はあるいはつくるかもしれないが、しかしこれは一部だ。特に小型鋼船

は大型・中型の造船所は五百トン未満あるいは
木船については一切手を出してはいけないとい
うことにはできないかどうか、どうなんですか
○芥川政府委員 五百トン未満で線を引くかある
いは、中小型鋼船造船業合理化臨時措置法が三
十四年に成立したときは三千トンで線を引い
たわけであります。そこで線を引くか、これは非常
に重要な問題でございます。ただいま私のほうで
は中小型鋼船造船業合理化臨時措置法で引かれま
した線を基準にしまして、そして先ほど申し上げ
ました行政指導を行なっているものでございます。
○久保委員 いまの答弁ではなかなか納得しがた

とおり可決いたしました。

○古川委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
ただいま議決いたしました本案に関する委員会
報告書の作成等につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長 御異議なしと認め、さよう決しま
した。

なお、地方公営企業法の一部を改正する法律案
等について地方行政委員会との連合審査会は、明
九日午後二時開会することに決定いたしましたの
で、お知らせいたします。

次会は、明後十日金曜日午前十時理事会、午前
十時三十分委員会を開会することとし、本日はこ
れにて散会いたします。
午前十一時五十分散会

運輸委員會議録第十九号中正誤

八二	段行	誤	階梯職	正
九二	末三	政治的が	政治的な	